

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO スポットニュース 2017年7月13日

台湾知財局が「專利無効審判審査基準」、「專利グレースピリオド審査基準」、「專利進歩性審査基準」を改訂（專利とは、特許、実用新案、意匠の総称）

▲ [音声案内（クリックして下さい）](#)

▲ [全文内容リンク](#)

一、專利審査基準「第二篇特許の実体審査第九章の訂正」、「第五篇無効審判審査第一章專利權の無効審判請求」が改訂され、2017年1月1日より発効

「專利無効審判審査基準」の改訂ポイント

- (1) 無効審判に伴う訂正時に例外的に取下げと見なさない状況の審査基準の新設
- (2) 二重出願で釈明権を行使できる事項の審査基準の新設
- (3) インターネット及び外国語証拠調査の審査基準の新設
- (4) 職権による審査事項事例の削減

二、專利審査基準「第一篇手続き審査及び專利權の管理」第二章出願の願書、第四章代理人、第七章優先権及びグレースピリオド、第十三章分割変更出願；「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第4節新規性又は進歩性喪失の例外、「第三篇意匠（設計專利）の実体審査第三章意匠要件」第4節新規性又は創作性喪失の例外が改訂され、2017年5月1日より発効

「專利グレースピリオド審査基準」（第二篇第三章第4節 新規性又は進歩性喪失の例外）の改訂ポイント

- (1) 特許及び実用新案のグレースピリオドを現行の6ヶ月から12ヶ月に改訂
- (2) グレースピリオドを適用できる公開事由の緩和：

公開事由には「出願人の本意による公開」及び「出願人の本意による公開ではない」という二つの状況がある

- (3) 公開態様を制限しない（專利公報を除く）
- (4) 專利出願人は出願時に同時にグレースピリオドを主張しなければならないとの規定の削除
- (5) 4.4「專利公報における公開」、4.7「新規性又は進歩性喪失の例外的審査」及び4.8「審査注意事項」の審査基準の新設。意匠のグレースピリオド審査基準については、グレースピリオドが6ヶ月のままであることを除き、その他は全て特許審査基準内容を参照して改訂された。

三、專利審査基準「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第3節進歩性が改訂され、2017年7月1日より発効

「専利進歩性審査基準」（第二篇第三章第3節進歩性）の改訂ポイント

- (1) 該発明の技術分野で通常の知識を有する者を複数の人とすることができる状況の審査基準の新設
- (2) 進歩性の判断ステップにおける、各ステップの内容説明及びステップ5の判断フローチャートの追加
- (3) 現行基準3.4と3.5の内容を整理合併し、ステップ5の判断を充実させた
- (4) 3.4.1「動機があり、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.2「動機を考慮せずとも、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.3「進歩性判断のその他考慮点」及び3.4.4「進歩性の補助的判断要素」等の審査基準の新設とともに、事例が拡充された。

専利審査基準に関する情報及び内容は、知財局ウェブサイト-専利修法專區をご参照ください (<https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6703&mp=1>)。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2017 TIPLo, All Rights Reserved.